

展示用パネル等借入 仕様書

1 名称

展示用パネル等借入

2 借入場所

西淀川区民会館(西淀川区大和田 2-5-7) 電話 06-6471-9217

3 資材借入期間

令和8年1月23日(金)から令和8年1月26日(月)

※1月23日(金)に搬入、1月26日(月)午前中に搬出。

4 業務内容

・次の一覧に記載している資材の借入

○展示用パネル31枚および自立するためのポール45本、ベース45個、その他付属品一式

サイズ: 横 1800mm 縦 900mm (横・縦とも±50 mm は可とする)

注意事項

- (1) 展示用パネルはすべて横置きで使用する。
- (2) 展示用パネルには、絵画や習字等の額、クラフト製品等を展示するための画鋲等が使用可能なもの。
- (3) 展示用パネルは重量が6kg から 10 kg 程度のもの
- (4) 展示用パネルが、絵画や習字等の額、クラフト製品等を展示した上で安全に自立できること。およびポールやベースなどの付属品一式。
- (5) 展示用パネルは両面使用可能なもの
- (6) 展示用パネルは別紙図のとおり連結も可能であるもの。
- (7) 展示用パネルは地面から 800mm～1000mm 離した高さで設置できること
- (8) 別紙利用状況写真を参照すること

- ・資材の運搬及び積み込み、積み下ろしは、すべて受注者が行うものとし、費用はすべて受注者の負担とする。
- ・受注者は資材を1月23日(金)に、西淀川区民会館内の1階会議室に搬入すること(組み立て及び設営は不要)。搬入位置の詳細は当日、発注者が指示する。
- ・資材の組み立ては発注者が行う。ただし、受注者は1枚～2枚程度を見本として組み立て、発注者に組み立て方および解体方法を説明すること。
- ・受注者は資材を1月26日(月)午前中に、西淀川区民会館内から搬出すること。搬出時の資材の状態は搬入時の資材の状態とほぼ同様とする(発注者がパネルの解体を行う)。
- ・搬入、搬出時間の詳細は発注者・受注者間で調整を行う。

5 支払い方法

上記履行確認後、正当な請求書を受理した後、30日以内に支払うものとする。

6 留意事項

- (1) スケジュール及び搬送資材については、あくまで予定であり変更する可能性もあるが、受託者は、運搬作業等について、本市職員と十分な打合せを行い、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書について疑義がある場合は、「公募型比較見積合わせの執行について」において定めている質問期間内に質問すること。なお、契約後の疑義はすべて本市の解釈による。
- (3) 本業務においては、事故等が無いよう細心の注意を払うこと。事故等が発生したときは、その旨を直ちに発注者に連絡とともに、迅速に事後の対応を行うこと。
- (4) 受注者は、道路運搬法、道路運搬車両法、自動車損害賠償補償法、その他関係法規・諸規定を遵守し、本運搬業務に関連する所轄官公庁への諸届ならびに手続きすべてを負担すること。
- (5) 別紙「暴力団等の排除に関する特記仕様書」、「生成 AI 利用に関する特記仕様書」、「グリーン配送に係る特記仕様書」及び「不適正契約事案の発注防止についての特記仕様書」によること。
- (6) 業務中に生じた疑義については、発注者の解釈に基づくものとする。
- (7) 本仕様書に記載のない業務遂行上必要な軽微な業務については、発注者の指示に従い、契約金額の範囲内で遂行すること。

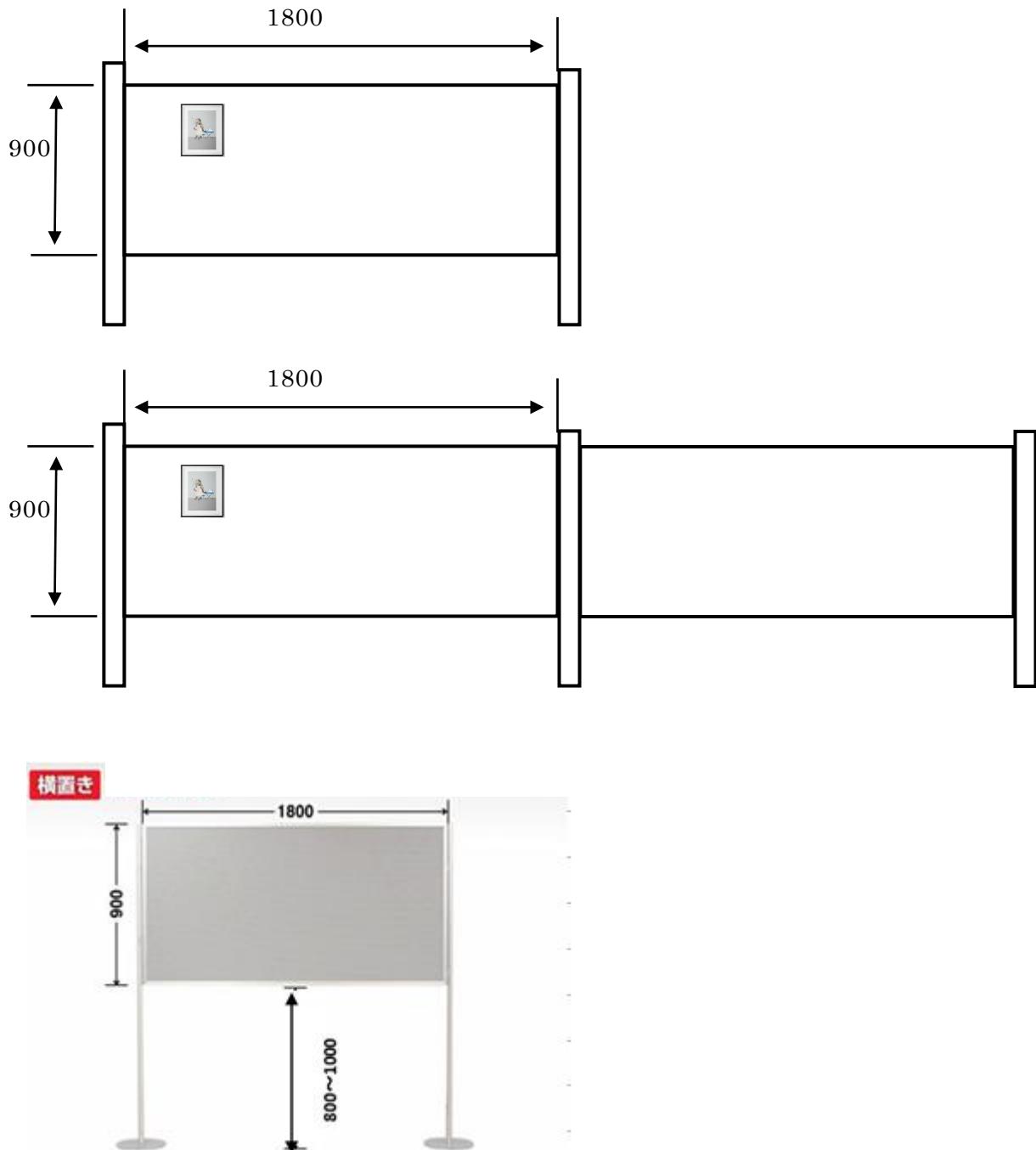
7 事業担当

西淀川区役所地域支援課

担当:梶 久田 電話:06-6478-9743 FAX:06-6478-5979

(別紙 図)

○パネルは、下図のように横置きで使用でき、パネル同士の連結も可能なものであること。



【利用状況写真】

